

三次市立川西小学校校務運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、法令・条例・規則に定めるもののほか、三次市立川西小学校の校務を円滑かつ適正に運営するために、「三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則」(以下、「管理規則」という。)第37条に基づいて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「職員」とは、広島県教育委員会の任命に係る校長・教頭・教諭・養護教諭・事務職員・講師並びに三次市教育委員会の任命に係る者をいう。

第2章 企画委員会

(企画委員会)

第3条 校長は、学校経営管理に関し、審議調整を行い、もって校務運営の円滑化及び効率化を図るため、企画委員会を設置する。

- 2 企画委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 校長は、企画委員会を招集し、これを主宰する。司会は教務主任、記録は保健主事が行う。
- 4 企画委員会は、次の事項について協議する。
 - (1) 校長が認める事項
 - (2) 緊急を要する事項
- 5 校長は、必要と認めるときには関係者の出席を求め、報告を受けまたは意見聴取を行う。
- 6 前各項に定めるもののほか、企画委員会の組織及び運営について必要な事項は校長が別に定める。

第3章 職員会議

(職員会議)

第4条 校長は、その校務運営に関する意思決定の補助を行わせるために、職員をもって構成する職員会議を設置する。

- 2 校長は、職員会議を招集し、主宰する。司会は教務主任、記録は保健主事が行う。
- 3 職員会議で取り上げる事項については、原則として企画委員会を経て、校長が決定する。
- 4 会議録には次の事項を記録する。
 - (1) 会議実施の年月日及び時間
 - (2) 議題及びその内容
 - (3) 連絡及び協議事項
 - (4) その他必要事項及び記録者名
- 5 会議録は校長が確認し、教頭が保管する。
- 6 前各項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は校長が別に定める。

第4章 校務運営に関する事項

(運営組織)

第5条 三次市立川西小学校の運営組織は、職員をもって構成する。

(職務)

第6条 管理規則第37条に定める職員の職務は、次の通りとする。

- (1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 教頭は校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。また、校長に事故ある時や校長が欠けた時は、その職務を代理・代行する。

- (3) 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- (4) 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- (5) 事務職員は、事務に従事する。

第7条 前項に規定するほか、必要に応じて他の職員を置く。

- 2 職員は、定められた職務を遂行する。

(校務分掌組織)

第8条 校長は、その権限に属する事務を分掌させるため、管理規則第31条に基づき、校務分掌組織を定める。

- 2 校長は、前項の校務分掌組織及び分掌を定めるにあたっては、法令・条例及び規則等に従う。

- 3 校務の分掌に関する組織は、次のとおりとする。

- (1) 部 総務、教務、生活保健

- (2) 委員会 特別支援教育校内委員会、学校衛生委員会、学校保健委員会、体罰・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント、いじめ防止相談窓口、不祥事防止委員会、学校関係者評価委員会、学校評議員との懇談会、いじめ防止対策委員会、障害を理由とする差別解消のための相談窓口

(校務分掌組織図)

第9条 校務分掌に関する組織図は、校長が別に定める。

(部会)

第10条 校長は、校長の職務の円滑な執行を補助させるため、部会を置く。

- 2 部(総務部を除く)会に主任等を置く。主任等は、所掌事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

- 3 各部会の協議事項は、校長に報告し、承認を得る。

(主任等)

第11条 校長の校務及び各部等の円滑な運営を図るため、管理規則第32条に基づき、次の主任等を置く。

- (1) 教務主任
- (2) 保健主事
- (3) 生徒指導主事
- (4) 道徳教育推進教師
- (5) 研究主任
- (6) 特別支援教育コーディネーター
- (7) 小中一貫教育推進教員
- (8) 食育担当
- (9) キャリア教育担当
- (10) 外国語教育担当
- (11) 「学びの变革」推進担当教員
- (12) 幼保小連携担当
- (13) 体力づくり推進リーダー
- (14) 情報教育担当
- (15) 算数担当
- (16) 校務支援システム管理者

- 2 主任等は、担当組織の会議を招集し、主宰する。

- 3 主任等の命免は校長が行う。

- 4 校長は、第1項の主任等のほか、必要があるときは、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 5 主任等は校長の監督を受け、当該分掌の内の教育計画・教育活動に関する事項について、連絡調整及び指導・助言を行う。

- (1) 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案、その他の教務に関する事項について職員間の連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (2) 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (3) 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (4) 道德教育推進教師は、校長の監督を受け、道德教育の推進に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (5) 研究主任は、校長の監督を受け、研究計画の立案その他の研究に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (6) 特別支援教育コーディネーターは、校長の監督を受け、特別支援教育の推進に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (7) 小中一貫教育推進教員は、校長の監督を受け、小中一貫教育の推進に関する事項について、各関係機関及び校内の連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (8) 食育担当等その他の担当者及びリーダーは、校長の監督を受け、担当業務の推進に関する事項に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (9) 校務支援システム管理者は、校長の監督を受け、校務支援システムの運営・管理に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(委員会等)

第12条 校長は、法令等に定めがあるもののほか、学校における専門的事項を調査・審議し、もって学校運営の円滑な実施に資するため、必要に応じて委員会等を設置する。

2 前項の委員会等は次のとおりである。

- (1) 学校評価委員会
- (2) 特別支援教育校内委員会
- (3) 学校衛生委員会
- (4) 体罰、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、いじめ防止相談窓口
- (5) 障害を理由とする差別解消のための相談窓口
- (6) 不祥事防止委員会
- (7) 学校関係者評価委員会
- (8) 学校評議員との懇談会
- (9) 学校保健委員会
- (10) いじめ防止対策委員会

3 校長は、必要に応じて前項以外の委員会等を設置することができる。

(学校評価委員会)

第13条 学校評価委員会は、学校評価について審議・調査し、もって教育の改善を図り本校教育の質的向上を図る。

2 学校評価委員会は、校長、教頭、教務主任をもって構成する。

(特別支援教育校内委員会)

第14条 特別支援教育の推進に当たり、児童の実態把握及び指導・支援のあり方等について審議をすることにより、特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育校内委員会を設置する。

2 特別支援教育校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、学級担任（在籍する学級）、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(学校衛生委員会)

第15条 三次市立学校職員衛生管理要綱第8条に基づき、その目的を達成するため、学校衛生委員会を設置する。

- 2 学校衛生委員会は、主任安全衛生管理者(校長)、保健管理医(校医)、衛生推進者(教頭)、職員のうち衛生に関して経験を有する者のうちから職員の互選による推薦に基づき、校長が指名する者2名以内をもって構成する。

(体罰・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント相談窓口)

第16条 児童が安心して学校生活をおくるとともに、職員が職務に専念できる良好な勤務環境を確保するため、体罰・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント相談窓口（以下、「体罰・セクハラ相談窓口」という。）を設置する。

- 2 体罰・セクハラ相談窓口は、管理職を含む複数の職員が担当するとともに、男性職員及び女性職員で構成するものとする。

(障害を理由とする差別解消のための相談窓口)

第17条 児童が安心して学校生活をおくるとともに、障害を理由に不利益を被ることがないように、障害を理由とする差別解消のための相談窓口を設置する。

- 2 障害を理由とする差別解消のための相談窓口は、管理職を含む職員が担当するとともに、特別支援教育コーディネーター、男性職員及び女性職員で構成するものとする。

(不祥事防止委員会)

第18条 職員が高い倫理観や規範意識の維持向上を図り、学校として不祥事を起こさない体制を確立するため、不祥事防止委員会を設置する。

- 2 不祥事防止委員会は、管理職を含む複数の職員によって構成する。

(学校関係者評価委員会)

第19条 管理規則第3条の2に基づき、その目的を達成するため、学校関係者評価委員会を設置する。

- 2 学校関係者評価委員会の構成及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(学校評議員との懇談会)

第20条 管理規則第35条の3に基づき、その目的を達成するため、学校評議員との懇談会を設置する。

(学校保健委員会)

第21条 児童の心身の健康を守り、安全・安心を確保するため、学校保健委員会を設置する。

- 2 学校保健委員会の構成及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(いじめ防止対策委員会)

第22条 いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を、組織的・実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。

- 2 いじめ防止対策委員会の構成及び運営について必要な事項、及び学校いじめ防止基本方針は、校長が別に定める。

(学習指導週計画)

第23条 授業担当者は、教育課程の円滑な実施と充実を図るため、学習指導計画（週案）を作成し、指導内容と授業時数集計等のため、週の初めに教務主任及び教頭を通して校長に提出する。

- 2 学習指導週計画表については、様式を別に定める。

(事務処理)

第24条 学校における事務処理は、校長決裁により行う。

- 2 決裁規程は別に定める。
- 3 出張に係る文書管理については別に定める。

第5章 職員の勤務に関する事項

(勤務時間)

第25条 職員の勤務時間の割り振りは、校長が定める。

- 2 職員の勤務時間は、午前8時15分から午後4時45分までとする。
- 3 休憩時間は、次のとおりとする。

①【月～金曜日】

8:15		12:55	13:30	16:30	16:40	16:45
		休憩		休憩		

②【長期休業中】

8:15		12:15	13:00		16:45
		休憩			

(職員の服務)

第26条 職員の服務は、地方公務員法第30条から38条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条2項及び三次市立学校職員服務規程に基づく。

第6章 施設・設備の管理

(警備防火の計画及び分担)

第27条 警備及び防火の計画並びに責任分担は校長が定める。

(施設・設備の管理)

第28条 前条に定めるもののほか、学校の施設・設備の管理について必要な事項については、校長が別に定める。

第7章 雑則

(規程の改正)

第29条 規程の改正は、必要に応じて校長が行う。

(その他)

第30条 この規程に定めるもののほか、三次市立川西小学校の校務運営に必要な事項は、校長が別に定めることができる。

附則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日に施行する。

この規程は、令和2年 4月 1日に改定する。

この規程は、令和4年 4月 1日に改定する。

この規程は、令和5年 4月 1日に改定する。

この規程は、令和6年 4月 1日に改定する。